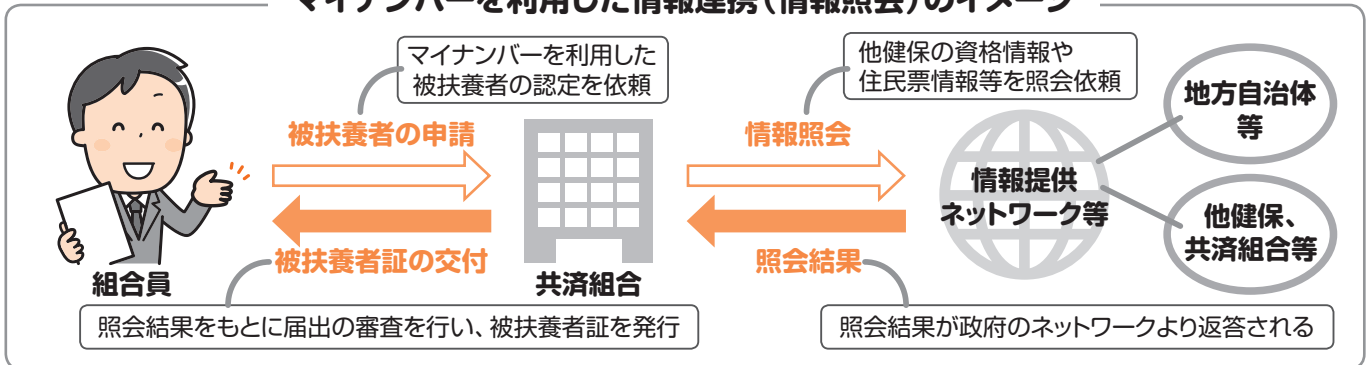


# マイナンバー(個人番号)の利用開始について

～マイナンバーの利用で添付書類の一部が省略できます～

平成30年7月より、共済組合でもマイナンバー(個人番号)による情報連携が開始され試行運用を実施していましたが、平成30年10月9日からは各種申請等において、添付書類の一部を省略できる取扱いを開始しました。

## マイナンバーを利用した情報連携(情報照会)のイメージ



## マイナンバーの利用により添付書類を省略できる手続きの一例

事務手続名	省略できる添付書類	省略できない添付書類 <sup>※1</sup>
被扶養者の認定	住民票、課税・非課税証明書 <sup>※2</sup>	雇用証明書、確定申告書 など
被扶養者資格確認届	住民票、課税・非課税証明書 <sup>※2</sup>	雇用証明書、確定申告書、送金を証明する書類 など

※1 被扶養者の状況により添付書類が異なります。

※2 課税・非課税証明書の省略には本人の同意が必要です。

### 事例1 妻が被扶養者である組合員が、大学生の子(収入あり)を被扶養者として認定する場合

#### 省略できる添付書類

住民票、子の所得証明書【同意要】

#### 省略できない添付書類

雇用証明書、学生証

### 事例2 夫婦共働き(妻が社会保険に加入)である組合員が、大学生の子(収入あり)を被扶養者として認定する場合

#### 省略できる添付書類

住民票、子の所得証明書【同意要】

#### 省略できない添付書類

雇用証明書、学生証、妻の所得証明書<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup>妻は本組合の加入者(被保険者)ではないので、情報連携の対象にはならないため、妻の所得証明書の省略はできません。

上記の一例のほか、短期給付事務における組合員への給付決定において、個人番号の利用で添付書類を省略できる場合があります。(例：「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請時の非課税証明書の省略)

## 注意事項

1. 情報連携は政府のネットワークシステムを経由するため、必要な情報が提供されるまでに数日を要することがあります。これにより、情報連携による添付書類の省略を希望された際、保険証(被扶養者証等)のお渡しまでに通常よりお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
2. 照会内容により、追加で書類の提出が必要となる場合があります。
3. 申請時に個人番号を誤って記載されますと正確な情報照会が行えないため、数字の記入は正確かつ明瞭にお願いいたします。

## 「被扶養者資格確認調査」について

本年7月1日現在認定中の全被扶養者の方を対象に実施しました「被扶養者資格確認調査」にご協力いただきありがとうございました。

今後も、現在認定中の被扶養者の扶養状況に変更があれば、速やかに届出をお願いいたします。

この調査は、データヘルス計画に基づく医療費の適正化を図るため、被扶養者としての認定要件に該当するかについて、

毎年調査しています。

被扶養者をご自身で生計を維持できる程度の収入があるにもかかわらず、被扶養者として認定され医療給付を受けることは、組合員の皆さんに負担いただいている掛金等から必要のない医療費等を支払うことになり、結果、財政にも大きく影響してきます。

マイナンバーの利用開始に伴って、次年度の調査方法等については、添付書類等を含め変更が見込まれるところですが、引き続き調査へのご理解とご協力をお願いいたします。